

本人の名義でない預金

いわゆる「名義預金」は相続財産に含まれる

Q 亡くなった父の預金の名義を生前、贈与税の申告をせずに孫に変えていたのですが、相続税の申告をするにあたりその預金を相続財産に含めなければならぬと聞きましたが、本当ですか。

A 相続税法上では質問のケースの場合、課税の公平のため相続財産に含まれます。

【解説】本来亡くなった方の財産であった預金の名義を変えた、いわゆる『名義預金』は相続財産に含まれます。それはたとえ名義を書き換えても実際に管理・所有しているのは名義を書き換える前の所有者であり、名義は異なっても実質財産に含まれるからです。

このような、いわば『みなし財産』は預金の他にも名義を変えた保険契約なども同様で、課税財産となります。

例えば、①保険契約者が相続人になっているが、実際は被相続

人が保険料を支払っていたもの②保険契約期間の途中で契約者を相続人に変えてしまったもの――などがあります。

みなし財産として扱われないような対策としては贈与税を支払って贈与税の申告をしようことが必要です。もちろん贈与を行った財産については、贈与を受けた方が管理・所有する事になります。ただ、相続発生からさかのぼって3年以内に相続人に対して行われた贈与については相続財産に含まれますので、養子縁組していないうお孫さんなどに贈与をする方が確実に相続財産から外れることとなります。

預金や保険契約は土地や家屋と異なり、名義変えが簡単にできるので、本来相続財産に計上される財産であっても、名義が異なることから課税財産となることを見逃してしまう場合があります。そのような場合、税務調査の対象になりますので注意しましょう。